

決 定 書

異議申出人

(住所) 逗子市逗子 7-3-5

(氏名) 平野 和之

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和 8 年 3 月 31 日付けで提起された同年 3 月 22 日執行の逗子市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、逗子市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の趣旨及び理由

本件異議申出の趣旨

申出人は、本件選挙における当選人伊東万美子（以下「当選人」という。）は、被選挙権の要件たる「居住実態（生活の本拠）」の充足性に重大な疑義があるため、当選を無効とする決定を求めるものである。

本件異議申出の理由

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）では、市町村の議会の議員の被選挙権は、引き続き 3 箇月以上その市町村の区域内に住所を有することが必要とされているが、当選人は葉山町に生活の基盤を維持したまま、住民票のみ逗子市に移動させた仮装転入の疑いがあるため、本件選挙の被選挙権を有しておらず当選の効力を取り消すべきである。

決定の理由

法第 206 条第 1 項の規定による当選の効力に関する本件異議申出は、本件選挙の執行日である令和 8 年 3 月 22 日から 14 日以内である同年 3 月 31 日に、当選人の被選挙権たる本件選挙の期日までの間、引き続き 3 箇月以上逗子市に住所を有していたかどうかの調査を行い、その結果により当選の効力を取り消すことを求め提出されたものであり、当委員会はこれを受理し審理を行った。

審理にあたっては関係法令に従い、申出人が提出した証拠物、口頭意見陳述、当選人への質問、当選人から提出された証拠物及び関係者の証言等に基づき慎重に行った。

1. 住所認定の解釈

当委員会は、当選人が本件選挙の被選挙権の要件、すなわち、法第 10 条第 1 項第 5 号に規定する被選挙権の要件である法第 9 条第 2 項に規定する「引き続き 3 箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」に該当していたか否かを論点として調査することとした。

「引き続き 3 箇月以上」の期間計算については、本件選挙の期日（令和 8 年 3 月 22 日）を基準として算定される。すなわち、令和 7 年 12 月 22 日から令和 8 年 3 月 22 日まで（以下「本件期間」という。）の間、引き続き逗子市内に住所を有することが必要となる。（期間計算については民法（明治 29 年法律第 89 条）による。）

「住所」とは、民法第 22 条に規定する「生活の本拠」とされ、これまでに次のような判例が示されている。

「選挙権の要件としての住所は、その人の生活に最も関係の深い一般生活、全生活の中心をもってその者の住所と解す」（昭和 35 年 3 月 22 日最高裁判決）、

「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決す」（平成 9 年 8 月 25 日最高裁判決）

「生活の本拠とは、その者の生活に最も関係の深い一般生活、全生活の中心をいうから、滞在場所が昼夜で異なることが多い場合には、夜間寝泊りをしている場所を中心として検討するのが相当である。」（令和 3 年 12 月 23 日東京高裁判決）

「引き続き 3 箇月以上の「住所」を選挙権の要件としたのは、選挙権者とその権利を行使する土地との地縁関係が要請されるためであるから、そのいわゆる「住所」は、右の要請に適応する通常の市民生活すなわち事実上居住する場所を指すものであって、その者

の所有財産の所在地、その家族の居住地、またはその者の特殊な生活の営まれる土地などによって左右されるものではないと解すべき」（昭和 29 年 4 月 26 日宇都宮地裁判決）

以上のことから、「客観的な生活の本拠たる実体」「夜間寝泊りをしている場所を中心に検討」「所有財産の所在地や家族の居住地または特殊な生活をする土地などに左右されない」ことを踏まえ審理を進めるものとする。

「客観的な生活の本拠たる実体」を具備しているか否かの判断については、第一に「夜間寝泊りをしている場所」すなわち、「所有財産の所在地や家族の居住地」などに左右されず、特別な事情がない限り「現に起臥しているところ」に住所があると考えられる。しかし、現に起臥しているか否かを客観的に証明することが困難であるため、水道・電気・ガスの使用状況や当選人の意見陳述及び提出資料並びに関係者からの証言をもとに、本件期間における現に起臥しているところについて判断することとした。

2. 当委員会が認定した事実等

当委員会が職権で収集した証拠書類等及び当選人から提出された証拠書類からは、次の事実が認められる。

（1）逗子市に対して行われた住民異動届出

当選人は、令和 7 年 6 月 23 日を転入日として神奈川県三浦郡葉山町長柄（以下「前住所地」という。）から神奈川県逗子市逗子 5 丁目 2 番 32 号ハーミットクラブハウス逗子Ⅲ 101（以下「現住所地」という。）に単身で転入した旨の転入届を令和 7 年 6 月 23 日に提出している。

（2）現住所地における住居の状況

現住所地は、令和 7 年 5 月 24 日に当選人の長女を借主として住宅の賃貸借契約を結んでいる。契約期間は「令和 7 年 5 月 24 日から令和 9 年 5 月 23 日まで」である。令和 7 年 6 月末頃までは長女と同居していたが、長女に起因する諸事情により長女は前住所地に戻る事となった。

（3）現住所地の物件情報

賃貸契約書の記載及び現地を確認したところ、2 階建集合住宅で、間取りは 1 LDK（35.29 m²）で入居者は当初、当選人の長女と当選人の 2 名であり、浴室、水洗トイレ、洗面台、台所（2 口コンロ電化）、エアコン及びガス給湯器の設備が備え付けられている。

(4) 任意の居住実態調査

当委員会は令和8年6月30日に事務局職員が当選人に対し、現住所における居住実態調査を任意で依頼し、翌日（7月1日）に実施した。寝室には、シングルベッド、化粧台、姿見鏡、クローゼットに当選人の洋服多数、居間及びキッチンその他の空間には、ソファ、テーブル、観葉植物、冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等、窓にはカーテンが設置されていることを確認した。

また、令和8年7月13日には、前住所における実態調査を実施し、経営する「A合同会社」の事務スペース、長女、長男の部屋及び令和7年に新たに設置したお風呂の保温装置とエアコンを確認した。

(5) 現住所及び前住所における水道・電気・ガスの使用状況

当選人から水道・電気・ガスの使用に係る領収書等の資料が提出された。その内容は以下のとおりである。なお、提出された領収書等の名義は当選人（前住所についても当選人）となっている。

ア 水道使用量

使用期間	水道使用量
令和7年11月13日から令和8年1月15日まで	14 m ³ (2ヶ月分)
令和8年1月16日から令和8年3月11日まで	11 m ³ (2ヶ月分)
令和8年3月12日から令和8年5月14日まで	18 m ³ (2ヶ月分)
1か月あたり = (14+11+18) ÷ 6月 = 7.17 m ³	7.2 m ³ (1ヶ月平均)

(前住所における状況)

使用期間	水道使用量 (前年同期)
令和7年12月10日から令和8年2月11日まで	18 m ³ (26 m ³)
令和8年2月12日から令和8年4月9日まで	14 m ³ (21 m ³)
1か月あたり = (18+14) ÷ 4月 = 8.0 m ³	8 m ³ (1ヶ月平均)
1か月あたり = (26+21) ÷ 4月 = 11.75 m ³ (前年同期)	11.8 m ³ (1ヶ月平均)

イ 電気使用量

期 別	使用期間	電気使用量
令和7年12月	令和7年11月8日から令和7年12月7日まで	158kwh

令和 8 年 1 月	令和 7 年 12 月 8 日から令和 8 年 1 月 7 日まで	264kwh
令和 8 年 2 月	令和 8 年 1 月 8 日から令和 8 年 2 月 7 日まで	292kwh
令和 8 年 3 月	令和 8 年 2 月 8 日から令和 8 年 3 月 7 日まで	210kwh
令和 8 年 4 月	令和 8 年 3 月 8 日から令和 8 年 4 月 7 日まで	233kwh

(前住所地における状況)

期 別	使用期間	電気使用量 (前年同期)
令和 7 年 12 月	令和 7 年 12 月 1 日から 令和 7 年 12 月 31 日まで	412.8kwh (268.4kwh)
令和 8 年 1 月	令和 8 年 1 月 1 日から 令和 8 年 1 月 31 日まで	636.4kwh (328.2kwh)
令和 8 年 2 月	令和 8 年 2 月 1 日から 令和 8 年 2 月 28 日まで	500.9kwh (307.1kwh)
令和 8 年 3 月	令和 8 年 3 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	467.7kwh (274.2kwh)

ウ ガス使用量

期 別	使用期間	ガス使用量
令和 7 年 12 月	令和 7 年 12 月 15 日から令和 8 年 1 月 14 日まで	6.9 m ³
令和 8 年 1 月	令和 8 年 1 月 15 日から令和 8 年 2 月 14 日まで	6.9 m ³
令和 8 年 2 月	令和 8 年 2 月 15 日から令和 8 年 3 月 14 日まで	5.8 m ³
令和 8 年 3 月	令和 8 年 3 月 15 日から令和 8 年 4 月 14 日まで	8.3 m ³

(前住所地における状況)

期 別	使用期間	ガス使用量 (前年同期)
令和 7 年 12 月	令和 7 年 12 月 19 日から 令和 8 年 1 月 20 日まで	8.0 m ³ (16 m ³)
令和 8 年 1 月	令和 8 年 1 月 21 日から 令和 8 年 2 月 19 日まで	8.0 m ³ (15 m ³)
令和 8 年 2 月	令和 8 年 2 月 20 日から 令和 8 年 3 月 17 日まで	6.0 m ³ (15 m ³)
令和 8 年 3 月	令和 8 年 3 月 18 日から 令和 8 年 4 月 19 日まで	5.0 m ³ (11 m ³)

(6) 各種公的書類の住所変更

- ・運転免許証→令和7年8月13日付けで現住所地への住所変更済
- ・生命保険会社→令和8年1月8日付けの生命保険会社からの通知が現住所地に送付されている。

(7) 現住所地への郵便物の状況

- ・当選人宛に発送された政治活動に係る宅配便や個人からの宅配便が複数現住所地に届いている。(令和7年12月～令和8年3月)
- ・生命保険会社から令和8年1月8日付けの郵便物が現住所地に届いている。

(8) 前住所地の家屋の状況

前住所地の土地建物は、一戸建てであり、土地の名義は当選人、家屋の名義についても当選人となっている。なお、現在は当選人の子どもが2人で居住している。

3. 当選人の陳述書及び提出書類による当選人の主張の要旨

当選人の意見陳述及び提出書類によれば、本件期間中における当選人の生活状況は以下のとおりである。

(1) 逗子市に転入前の状況について

当選人は、令和4年2月に「A 合同会社」を設立し、メンバーシップサロン、古代史講座の開催、講演活動、イベント運営などを行ってきた。令和6年8月には食料品・日用品の販売事業を開始したが、翌年には経営不振により事業を終了した。また、個人事業として鑑定業やコンサルティング事業を行い現在も継続しているところである。前住所地では、これらの収入を子ども2人との生活費及び所有する不動産の維持管理に充てているものであった。

(2) 逗子市に転入するに至った経緯

当選人の長女が、「通勤や日常生活の利便性を考えると、駅に近い逗子市で生活したい」という希望をもったことを受け、当選人自身も以前から「交通の利便性が高い逗子市の方が生活しやすい」と感じていたこと、さらには4年前から行っている政治活動でも市外や県内各地に出向く機会が増えたこともあり、逗子市に生活の拠点を置くことは日常生活と政治活動の両面においても非常に合理的だと考えていたことから行動に移す良いタイミングと考えた。

また、鉄道の駅のない葉山町に住んでいた当選人の家族にとっても、通勤や通学、買

い物、医療機関への通院、子どもの習い事、美容院の利用など、日常生活の多くを逗子市で行ってきたものであり、当選人の家族の日常生活は以前から逗子市と深く結びついてきたこともきっかけとなっている。

(3) 本件選挙に立候補した理由

当選人は、逗子市で「歴史を学ぶ会」（登録人数5人）という市民活動の中で、古文書や古代史、地域の歴史について学び、その知識を生かした講座や講演活動を行ってきた。その活動を通じて多くの逗子市民との交流する機会を持ち、「逗子の歴史や文化を大切に守り、次の世代へ伝えていってほしい」「歴史や文化を生かしたまちづくりを進めてほしい」といった声を多くの方からもらった。このような市民の思いに触れ、地域の歴史や文化を逗子市の未来を背負う子どもたちに引き継ぐことは、まちづくりにおいて重要な役割であると考えた。さらに、三浦半島中央道路計画による自然環境や歴史・文化資源への影響を懸念する市民の声があることや史跡や文化財、地域の景観を大切に守ってほしいという意見を数多くもらい、逗子市には歴史や文化の継承、自然環境の保全、市民の声を十分に反映したまちづくりといったところに課題があることを認識した。以上のような理由から、逗子市においてより暮らしやすいまちづくりに貢献したいという思いが強くなったもので、市民生活に関わる様々な課題（交通・子育て・教育・地域の歴史や文化の継承・健康・防災など）に真摯に取り組むたいと考え本件選挙への立候補を決意したものである。

(4) 世帯の状況等

当選人は、逗子市に転入する前は、前述したように前住所地において長女（25歳）と長男（22歳）と3人で生活をしていた。日常生活費及び不動産等の維持管理費は当選人の会社である「A 合同会社」における収入及び長女の収入で賄っていた。逗子市に転入後は、当初、長女と同居していたこともあり、現住所地における日常生活費は長女の収入及び当選人の会社からの収入により賄い、前住所地における長男の日常生活費及び不動産等の維持管理費は当選人が負担している。現在は、長女が前住所地に戻っているため、前住所地の日常生活費は主に長女が負担し、不動産等の維持管理費及び現住所地の日常生活費等は当選人が負担している。なお、長男の学費は元夫が負担していると主張している。

(5) 就労状況

令和4年2月に「A 合同会社」（メンバーシップサロン運営・古代史講座の開催・講

演活動・イベント運営など)を設立し経営している。また、個人事業として鑑定業及びコンサルティング業務を行っている。

(6) 前住所地への宿泊状況

- ・令和7年12月(31日)…現住所地(24日)前住所地(5日)その他(2日)

前住所地に宿泊した5日間は、仕事の関係で夜遅くまで配信やミーティングを行い遅くなったため宿泊した。その他の2日間は実家へ帰省した。

- ・令和8年1月(31日)…現住所地(20日)前住所地(7日)その他(4日)

前住所地に宿泊した5日間は、仕事の関係で夜遅くまで配信やミーティングを行い遅くなったこと及び飼っていたペット(猫)の看病のため宿泊した。その他の4日間は実家へ帰省した。

- ・令和8年2月(28日)…現住所地(22日)前住所地(6日)その他(0日)

前住所地に宿泊した7日間は、仕事の関係で夜遅くまで業務を行い遅くなったため宿泊した。

- ・令和8年3月(31日)…現住所地(26日)前住所地(5日)その他(0日)

前住所地に宿泊した5日間は、仕事の関係で帰宅時間が遅くなったことに加え、経営している会社事務所から荷物を翌日早朝から選挙事務所に運搬する必要があり宿泊した。

※正確な記録がなく当選人の予定表や記憶に基づく日数となっている。

(7) 光熱水費に関連する生活行動

本件期間中における当選人の生活状況としては、おおむね現住所地において、午前4時30分に起床し、身支度を整えた後、逗子駅、東逗子駅、神武寺駅、逗子・葉山駅のいずれかで、午前6時から午前8時30分ころまで街頭活動やチラシ配布を行った。終了後は、仕事の都合がある日に限り前住所地に立ち寄り、事務作業やメール対応、仕事上の打ち合わせ等を行った後、現住所地に戻り、昼食、休憩に合わせ、洗濯、掃除などの家事を行い、再び逗子市内で街頭活動やあいさつ回りなどの政治活動を行っていた。夕食についても基本的には現住所地でとっており、夜間に前住所地で仕事上の配信やミーティングなどを行うこともあったが、そのような特別な事情がない限りは、現住所地において入浴し就寝していた。

(8) 町内会への加入

現住所地における自治会は「逗子5丁目自治・自主防災の会」となっているが、当該

自治会には加入しておらず、自治会会員外の居住者として「共用ごみステーション利用協力金」を支払っている。

自治会や町内会から勧誘がなかったため現在のところ加入していないもので、前住所地においても勧誘がなかったため加入していなかった。

(9) 公的書類・カード等の住所変更

公的書類等の住所変更としては、運転免許証が令和7年8月13日に前住所地から現住所地に変更されている。生命保険会社の住所変更が令和8年1月8日以前に行われている。現住所地で銀行のカードを令和8年4月6日に作成している。

4. その他

(1) 当選人の長男の証言について

長男のアルバイト先が当選人の現住所地の近くにあり、アルバイトで夜遅くなった時や飲酒したときには当該住居に宿泊し、当選人と日常的に共同で使用している車を使い前住所地に帰ることが多くあることから、車の有無だけで当選人の所在を判断できる状態ではないと証言している。また、現住所地には、当選人の衣類や日用品、生活用品が置かれており食事や就寝など通常の生活を営んでいるとも証言している。

(2) 現住所地の近くに住む当選人の知人の目撃証言について

令和7年の夏頃から、犬の散歩中に朝の時間帯も含め、現住所地付近で当選人に会うことがたびたびあったと証言している。さらに、当選人と会話する中で、当選人が葉山町から逗子市に拠点を移したと聞き、その後も逗子市内で政治活動や地域活動を行っている姿を見かけおり、会話の内容や逗子市内での活動状況から当選人が逗子市内において日常の生活を送っているものと認識していると証言している。

(3) 前住所地の近くに住む当選人の知人の証言について

当選人とは子どもの関係から家族ぐるみの付き合いをしており、当選人が政治活動や仕事で外出されるときには、子どもたちをできる範囲で見守ってきた親密な関係である。当選人は以前から逗子市へ生活の拠点を移す考えを持っていたことから、逗子市に転居され逗子市議会議員選挙における政治活動・選挙活動で多忙になることについても承知していた。長年にわたりお付き合いを続けてきた信頼関係から当選人が逗子市で生活を始められた後も、その関係は変わることなく続いていると証言している。

5. 当委員会の判断

以上を踏まえ、当選人が本件期間において、引き続き現住所地において起臥していたかについて判断する。

(1) 水道・電気・ガスの使用量からの判断

一般に人が客観的に生活の本拠といえる場所で現に起臥するためには、そもそも当該場所で日常生活を営むに足る必要最低限の行為をすることができなければならない。必要最低限の行為とは、例えば睡眠、食事、入浴といったものがあげられる。

そのため、これらの行為をするには、当該場所において水道、電気、ガスを使用することが当然想定される。これらを使用することなくして、当該場所において現に起臥していたと認定するためには、これらを使用しなくても日常生活が営むことができたという特別な事情が存在する必要がある。

そこで当選人が現住所地において、本件期間、上記のような日常生活を営むに足る必要最低限の行為を行い得たか否かについて検討する。

ア 水道の使用量について

水道の使用量は、令和7年11月13日から令和8年1月15日までが14 m³、1月16日から3月11日までが11 m³、3月12日から5月14日までが18 m³、であり、これをもとに1か月あたりの平均を算出すると7.2 m³となる。一人世帯の1か月あたりの平均使用量が8.1 m³（令和2年度東京都水道局生活用水実態調査）となっており、おおむね一人世帯の平均的な水道の使用量として認めることができる。

イ 電気の使用量について

電気の使用量は、令和7年12月8日から令和8年1月7日までが264kwh、1月8日から2月7日までが292kwh、2月8日から3月7日までが210kwh、3月8日から4月7日までが233kwh であり、集合住宅における一人世帯の1か月あたりの平均使用量が186kwh（平成26年度東京都家庭のエネルギー消費動向実態調査）となっており、全ての期間で平均を上回っているが、台所のコンロが電化であることや季節や個人のライフスタイルにより変動することを考慮すれば、おおむね一人世帯の電気使用量として認めることができる。

ウ ガスの使用量について

ガスの使用量は、令和7年12月15日から令和8年1月14日までが6.9 m³、1月15日から2月14日までが6.9 m³、2月15日から3月14日までが5.8 m³、3月15日か

ら4月14日までが8.3 m³、であり、プロパンガスにおける一人世帯の1か月あたりの平均使用量が6.8 m³（平成26年度東京都家庭のエネルギー消費動向実態調査の都市ガス使用量から換算した理論値）となっており、おおむね一人世帯の平均的なプロパンガスの使用量として認めることができる。

（2）当選人の意見陳述の信ぴょう性

当選人から提出された陳述書及び証拠書類に基づくヒアリングから「2 km～3 km程度しか離れていない葉山町に持ち家があり、当該地で子どもが生活している状況でありながら、逗子市で生活するとした考え」については、当選人の家族にとって、通勤や通学、買い物、医療機関への通院、子どもの習い事など日常生活の多くを逗子市で行ってきたものであり、当選人の家族の日常生活は、これまでも逗子市と深く結びついていたことが背景にある。当選人は、以前から「交通の利便性の高い逗子市の方が生活しやすい」と感じていたことに加え、4年前から行っている政治活動でも市外や県内各地に出向く機会が増えたこともあり、逗子市に生活の拠点を置くことは日常生活と政治活動の両面においても非常に合理的と考えていた。当初は、当選人の長女が通勤の利便性を考え駅に近い逗子市で生活したいと希望を持ったことがきっかけではあったが、以前から考えていたことを実現する良いタイミングとなったものである。

その後、長女は本人の事情により前住所地に戻っているものの、当選人は逗子市において活動する「歴史を学ぶ会」で講座や講演活動を行う中で、逗子市民から「逗子の歴史や文化を大切にし、次の世代へ伝えてほしい」「歴史や文化を生かしたまちづくりを進めてほしい」という声をもらったこと、さらには自然環境や地域の景観を大切に守ってほしいという意見も数多くもらい、逗子市がより暮らしやすいまちとなるよう、まちづくりに貢献したいという思いが強くなったことが逗子市に住み続けるきっかけであり、本件選挙に立候補する動機となっているとした本人の主張は理解できるものであった。子どもは2人ともすでに自立している状況を考えれば、必ずしも同居していなければならない理由は見当たらず、各々独立した生活をしていることは不自然であるとは言いえない。

（3）申出人の主張の要旨を示したうえでの考察

ア 物理的矛盾…令和7年12月に連夜葉山町内の自宅に所在していた事実が確認されている。車両なしで逗子市内に起臥・生活を営むことは物理的に困難との主張を証する書類として【証第9号証】において本人所有の自家用車の写真が提出されている。

この点について、当選人及び当選人の長男からの陳述書によれば、自動車は家族で共同使用しているとの主張があること、また、現住所地在鉄道駅や中心市街地から近いことを考えれば、車両なしで逗子市内に起臥・生活を営むことが困難とは考えにくく、むしろ葉山町で生活する子どもたちのほうが中心に車両を使用していると考えられ、車両の有無と当選人の起臥している場所に相関関係があるとは判断できない。

イ 事務拠点の残留…事務管理や表札等の拠点は依然として葉山自宅に集中している。法人及び不動産登記簿の自宅住所も葉山町のままである。これを証する書類として【証第4号証】において葉山町の不動産登記簿謄本及び【証第5号証】関連法人の商業登記簿謄本が提出されている。

この点について、当選人から提出された陳述書及び証拠書類に基づくヒアリングによれば、葉山町には子どもが生活していること、当選人が経営する「A 合同会社」の事務所があることを考えれば、表札等は前住所地にあっても不自然ではない。不動産登記簿等の所有者の住所が変更されていないことについては、住民票を移転した際に変更すべきではあるが、不動産登記簿等の住所が変更されていないことをもって現住所地で生活していないとまでは言えない。

また、前住所地における水道、電気、ガスの使用量は、現住所地に転入以前と比較したところ、電気は1.5倍～2倍程度に増加しているが、これは、令和7年9月から11月にかけて、新たにお風呂を電気で保温することとしたことと暖房器具を増やしたことが要因となっている。他は水道が2/3程度、ガスが1/2程度に減少していることから、前住所地では当選人の経営する会社の事務処理及び当選人の子どもの一般生活が行われているとする当選人の主張には一定の信ぴょう性がある。

ウ 生活廃棄物の排出実態、公的請求書、車庫証明、免許証、銀行口座、クレジットカードの請求先の調査を求める。これらの実態から葉山に生活の拠点があるという主張を証する書類として【証第10号証】において近隣住民からのメール通報履歴・匿名ショートメール（写し）が提出されている。

この点について、免許証の住所や郵便物、宅配便の送付先住所は現住所地に変更されている。前住所地には子どもが生活していることから生活廃棄物の排出などは日常的に行われているものである。当選人が前住所地の不動産所有者であり、会社事務所も併設されていることを踏まえれば、当該不動産の管理及び会社経営の事務処理のために前住所地を訪れることは何ら不自然ではない。

エ 提出された申出人の口頭意見陳述書の読み原稿の中では、逗子の有料ゴミ袋を買ってごみステーションに捨てられた目撃証言は皆無、近隣挨拶も皆無であるとの指摘があった。

これを受け、令和8年7月6日に現住所地の近隣住民3名に対し聞き取り調査を行ったところ、総じて、当該集合住宅の住人を気にして生活をしている様子はなく、3名のうち2名の方は当選人が現住所地に居住しているか否かをはっきり確認できていなかったが、1名の方は時期がはっきりとはしないが当選人が居住していることを認識していた。特に集合住宅であることから居住者も頻繁に入れ替わるようで、近隣住民も常に意識しているものではないことを踏まえれば、目撃証言が少ないことを理由に現住所地で生活していないとまでは言えない。

(4) 当委員会が認定した事実と前述の当選人の主張を踏まえた上での判断

本件期間中、現住所地に生活の本拠があったと判断することが相当であり、当選人は本件期間中、現住所地で実際に起臥していたと推認できる。

また、現住所地に生活の本拠があったという当選人の主張を覆すほどの証拠書類の提出や主張は確認できない。

これらのことから、当委員会は、本件期間について、当選人の住所は現住所地にあったと認定するのが相当であると判断する。

6. 結論

したがって、本件選挙における本件当選人の当選を無効とする決定を求める申出人の主張には理由が認められず、法第216条第1項が準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和8年8月4日

逗子市選挙管理委員会

委員長 菊 池 尚

教 示

この決定に不服がある者は、この決定書の交付を受けた日又は法第 215 条の規定による告示の日から 21 日以内に、文書で神奈川県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。